

356. 一般用電気工作物の調査義務・自家用電気工作物の設置手続①

一般用電気工作物で使用する電気を供給する者(電気供給者)の、一般用電気工作物が電気設備の技術基準に適合しているかの調査義務

※所有者または占有者の承諾を得られない場合は、調査しなくてよい

① 調査の時期・電気工作物が設置された時および変更工事が完成した時に行う。4年に1回の頻度で行う

② 調査員の資格・電気主任技術者の免状を有する者・第一種電気工事士または第二種電気工事士・大学、高等専門学校または高等学校で電気工学の課程を修め、卒業した者

③ 調査結果の措置・調査結果は所定事項を帳簿に記載し、4年間保存しなければならない。電気設備の技術基準に適合しないものが有った場合は、適合させるためにとるべき措置、およびその措置をとらなかった場合に生ずる結果を、遅滞なく所有者または占有者に通知しなければならない

④ 調査業務の委託・電気供給者は、上記の調査業務を経済産業大臣の登録を受けた者に委託する事ができる

自家用電気工作物の設置手続① 工事計画の認可または届出

自家用電気工作物を設置する場合または変更する場合に、その工事計画について主務大臣の認可を必要とするもの、また工事開始の日の30日前までに主務大臣に届出を要する主なものは下記の通り

① 認可を要する設置工事・原子力発電所その他特殊な発電所

② 事前届出を要する設置工事・規定出力以上の水力発電所、火力発電所(汽力を原動力とするもの)、ガスタービン発電所、内燃力発電所、太陽電池発電所、燃料電池発電所、風力発電所・電圧170kV以上の変電所、受電所にあては100kV以上 ※受電所:構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の工作物の統合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のもの・電圧170kV以上の送電線、または電圧170kV以上の電気鉄道用送電線路・受電電圧10kV以上の需要設備 ③ 変更工事・受電設備10kV以上の需要設備に係る受電用遮断器の設置、取替え、遮断容量20%以上の変更を伴う改造など



原子力発電設備に限り、経済産業大臣の他に原子力規制委員会への認可、届出が必要になる

他の発電設備は経済産業大臣が主務大臣となる

経済産業大臣じゃなく?

主務大臣?

